

公営電気事業における 売電契約の実態調査について

第43回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和元年11月15日(金)



本日の内容

- 第39回の本専門会合において、「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」(平成27年3月)制定以降の契約見直しの実態を踏まえ、公営電気事業の自治体毎の契約の見直しの状況等について実態調査を行うこととされたところ。
- 本年10月に実態調査を行ったため、本日は、その結果について紹介するともに、調査結果を踏ま えた今後の対応について御議論いただきたい。

(前回資料)

公営電気事業の契約見直しに関する今後の取組について

- これまで公営電気事業者が保有する発電所の多くは、旧一般電気事業者との間で長期の随意契約が締結されてきたところ、地方自治法においては、自治体の所有する公営電源の契約を一般競争入札に付すことが原則とされている。それらが入札に付されることは、最終的には、当該自治体の判断によるものであるとしても、電力市場の競争の促進や卸電力取引の活性化の観点から重要。
- このため、2015年3月には「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」が資源エネルギー庁において策定され、公営電気事業者が契約の解消や見直しを行うための環境が整備された。
- 一方、ガイドライン公表後、4年間、契約期間が切れた更新時に一般競争入札に移行した事例は2自治体存在するものの、契約期間内に既存契約を解消した事例はなかった※。こうした実態に鑑み、今後、自治体毎の契約の見直しの状況や見直しに当たってのボトルネックの有無などについて実態調査を行うこととし、その結果については、公表することとしたい。
 - ※ガイドライン公表前も含めれば、契約期間が切れた更新時に一般競争入札に移行した事例は3自治体、契約期間内に既存契約を解消した事例は1自治体。
- まずは、事務局において関係自治体や旧一般電気事業者を対象としたヒアリングを行う予定。

(参考) 「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消 協議に関するガイドライン」について

- 地方公共団体の契約においては、一般競争入札が原則であるが、地方公共団体の発電事業においては、旧一般電気事業者との間で長期の随意契約が締結されてきた。こうした実態を踏まえ、 2013年6月に、資源エネルギー庁は、地方自治体の発電事業における新電力の買取参入の実現に向け、地方公共団体における売電契約に関する実態調査を実施した。
- 当該実態調査において、一般競争入札を実施する上での課題の一つとして、「既存の複数年契約の途中解約」との回答があり、**違約金の支払いなどの損害賠償のリスクや、契約解消に係る交渉 コストが懸念事項**となっている実態が明らかになった。
- 一般競争入札を実施するための既存随意契約の解消は、最終的には各当事者の判断事項であるが、**当事者間の協議が円滑に進むため、2015年3月に、既存随意契約の解消協議に関するガイドラインが策定**された(「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」)。
- ガイドラインにおいては、具体的には、既存契約に途中解約を想定した条項がない場合でも解約協議を行うことが望ましいことや、既存随意契約の解消に伴う当事者間の補償(違約金)についての一般的な考え方(補償に含まれる項目、代替調達コストの算定の考え方など)が示されている。当事者はガイドラインを活用し、既存随意契約の解消に向けた協議を公正かつ誠実に行うことが望ましいとされている。

(参考)「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消 協議に関するガイドライン」抜粋(1/2)

1. 本ガイドラインの目的

地方公共団体の契約においては一般競争入札が原則であり、随意契約は特定の場合に限り、これによることができるとされているが(地方自治法第234条第1項及び第2項)、地方公共団体が経営する発電事業の多くは、平成12年の小売部分自由化開始までは現実的な売電先として想定できたのは一般電気事業者のみであったことや、一般電気事業者と長期契約を締結した場合にはコスト回収を安定的に行いやすい総括原価方式での契約となる制度であったことなどを背景に、これまで地方公共団体と一般電気事業者との間で長期の随意契約(以下「既存随意契約」という。)が締結されてきた。このため、特定規模電気事業者等から、地方公共団体の発電事業から電力を調達することが困難という意見や、売電に当たって一般競争入札の実施を義務化すべきなどの意見が示されてきた。

地方公共団体が経営する発電事業が、特定規模電気事業者への売電を拡大させれば、特定規模電気事業者の調達先の拡大、さらには電力市場の競争の促進や卸電力取引の活性化に資することとなる。

(中略)

安定供給を確保しつつ、競争の促進などを通じて電気料金を最大限抑制することや、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を図ることを目的とする電力システム改革の理念を踏まえ、各当事者が既存随意契約の解消に積極的に取り組むことや、一般競争入札を原則とする法の基本理念を踏まえて既存随意契約の見直しを行うことを通じて、一般競争入札の導入が進むことが望まれるが、一般競争入札を実施するための既存随意契約の解消は、最終的には各当事者の判断事項であることから、当事者間で電力システム改革の理念などを踏まえた協議をすることが望まれる。

そこで、一般競争入札の導入を促進するため、その阻害要因となっている既存随意契約の解消協議に関するガイドラインを定めることとした。本ガイドラインを活用し、既存随意契約の当事者が協議によって既存随意契約を解消し、公正な一般競争入札を行うことを通じて、電力市場の競争の促進や卸電力取引の活性化を進めることが期待されているところである。

(中略)

(参考)「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消 協議に関するガイドライン」抜粋(2/2)

2. 既存随意契約の解消に関する協議

既存随意契約において途中解約に関する条項が規定されている場合については、電力システム改革の理念や地方自治法の原則を踏まえ、**当該条項を適切に活用し、各当事者は既存随意契約の解消に向けて公正かつ誠実に協議すること(補償額の試算に必要な資料を提供することなども含む)が望まれる**。

ただ、地方公共団体と一般電気事業者間の既存随意契約において、途中解約を想定した条項を設けているのは、 上記実態調査によると約3分の1の地方公共団体にとどまり、多くの地方公共団体では途中解約を想定した条項 を設けていない。

これは、地方公共団体が、従前の経緯などから、一般電気事業者以外の売電先を想定していなかったことが原因と考えられる。しかしながら、この度の電力システム改革により小売全面自由化が行われることとなり、特定規模電気事業者の参入も活性化しているという状況の変化も生じていることからすると、かかる事情を踏まえ、各当事者は、途中解約を想定した条項がない場合であっても、電力システム改革の理念を踏まえつつ、地方自治法が原則とする一般競争入札の実施に向けて、既存随意契約の解消に向けた協議を公正かつ誠実に行うことが望ましい。

なお、既存随意契約の解消に当たっては、地方公共団体が発電事業を継続することが前提となるため、日本全体としてみれば、既存随意契約の解消によって供給力が減少し、安定供給に悪影響が生じることは考えられない。 ただし、一般電気事業者にとっては、代替供給力を相対取引や取引所取引等によって確保することが必要となるため、協議の際は、一般電気事業者が代替供給力を確保するために必要な期間を考慮した上で解消時期を定めるなどの配慮をすることが望まれる。

3. ~6. (略)

- 1. 調査概要
- 2. 調査結果
- 1現在の売電契約の状況
- ②既存契約の解消に向けた検討の状況
- ③売電契約に関する今後の方針
- 3. まとめ

実態調査の概要

(1)調査対象と調査時期

調査対象:公営電気事業経営者会議※1の会員事業者である26自治体※2

調査時期:令和元年10月2日~10月25日

- ※1 公営電気事業経営者会議とは、主として水力発電により発電した電気を小売電気事業者等へ売電することにより事業経営を行う地方自治体が会員となる会議体(1自治体(金沢市)を除き都道府県により構成。)。会員自治体は、電気事業法上の発電事業者又は特定自家用電気工作物設置者に該当しており、地方公営企業法の適用を受けている。また、発電所数は347、出力総計は約246.9万kW(うち232万kWが水力)となっている(平成30年4月1日現在)。【公営電気事業経営者会議の紹介パンフレット】: http://www.koueidenki.org/data/koueidenki.pdf
- ※ 2 北海道·岩手県·秋田県·山形県·新潟県·栃木県·群馬県·東京都·神奈川県·山梨県·富山県·金沢市·長野県·三重県·京都府·鳥取県・島根県・岡山県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・熊本県・大分県・宮崎県
 - (2)回答
- **25自治体**※3から回答があった。
- ※3 三重県は、2015年に全水力発電設備を中部電力に譲渡完了しているため、未回答。
 - (3)調査項目
- ・現在の売電契約の状況
- ・既存契約の解消に向けた検討の状況
- ・上記に加え、必要に応じて、回答自治体への追加ヒアリングを実施。
- ※4 なお、自治体の中には、水力発電所のほかに太陽光発電所や風力発電設備も有している自治体もあるところ、今回の調査 においては、契約解消協議の実態を把握する観点から、過去に旧一般電気事業者との間で長期契約を締結した水力発電 所(群)について調査を行った。

- 1. 調査概要
- 2. 調査結果 (サマリー)
- 1現在の売電契約の状況
- ②既存契約の解消に向けた検討の状況
- 3. 今後の対応等

調査結果のサマリー

(①現在の売電契約の状況)

- **回答した25自治体のうち**、既に一般競争入札を実施している**東京都と新潟県を除く23自治体** において**旧一般電気事業者との随意契約が継続**している。
- これらの自治体のうち、7自治体は、2019年度末に既存契約の契約期間が満了する
 予定であり、2020年度以降の契約に向け一般競争入札や公募型プロポーザルによる手続きを進めているところ。
- **残りの16自治体については、2020年度以降に契約期間満了**となることから、一般競争入札等の実施にあたっては、**旧一般電気事業者との既存契約を解消する必要**がある。

(②既存契約の解消に向けた検討状況)

- 2020年度以降に契約満了となる上記16自治体について、既存契約の解消に向けた検討状況を確認すると、
 - 解消協議ガイドラインで整理を行った違約金については、12の自治体は、違約金の試算 又は確認を行っていた。他方、一部自治体からは、旧一般電気事業者が自治体側から正 式な解約の申込がないと違約金の試算を行わないとする回答や、具体的な金額を提示さ れなかったという回答があった。
 - 他方で、上記のうち、**売電切替えによる売電側の試算を行った自治体は4自治体**と限定的だった(収入増が違約金を上回ると回答した自治体はなかった)。
 - なお、**違約金の試算・確認を実施していない自治体が4自治体**存在した。

- 1. 調査概要
- 2. 調査結果
- ①現在の売電契約の状況
- ②既存契約の解消に向けた検討の状況
- 3. 今後の対応等

現在の売電契約の状況について

すでに一般競争入札に移行した2自治体(東京都、新潟県)を除き、23自治体が旧一般電 気事業者との随意契約を継続している。

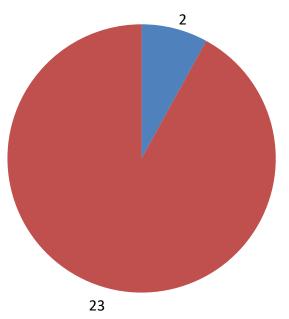
現在の既存の売電契約(単一回答)

現在の既存の売電契約について、該当する項目。

N = 25

<参考>現在の既存の売電契約種別のkW割合

N = 25



- ■一般競争入札を実施した契約
- ■旧一般電気事業者との単純随意契約



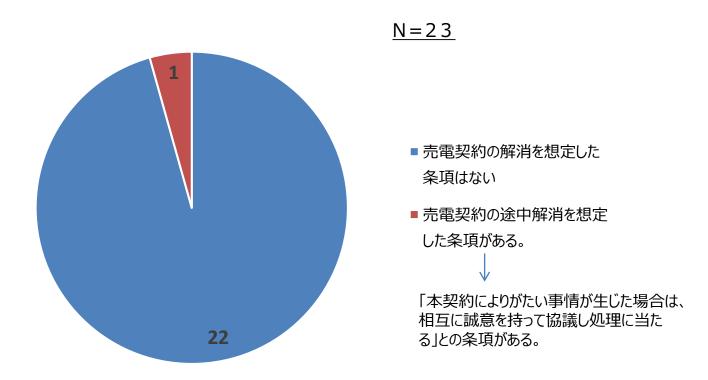
旧一般電気事業者との単純随意契約

現在の売電契約における途中解約を想定した条項の有無

● 旧一般電気事業者との随意契約を継続している23自治体の売電契約において、1自治体を 除いて契約の途中解消を想定した条項はなかった。また、この1自治体においても、違約金に関する具体的な定めはなかった。このため、旧一般電気事業者との既存契約を解消するためには、 違約金の具体的な定め方について協議を実施する必要がある。

売電契約における途中解約を想定した条項 (単一回答)

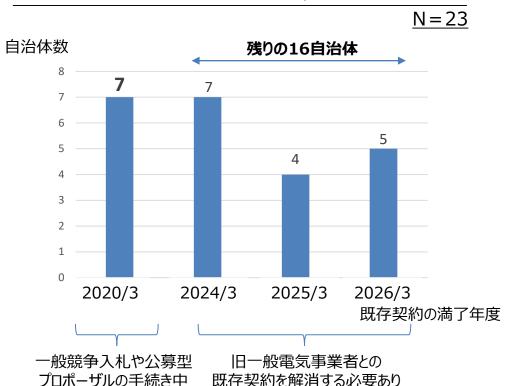
売電契約における途中解約を想定した条項について、該当する項目。



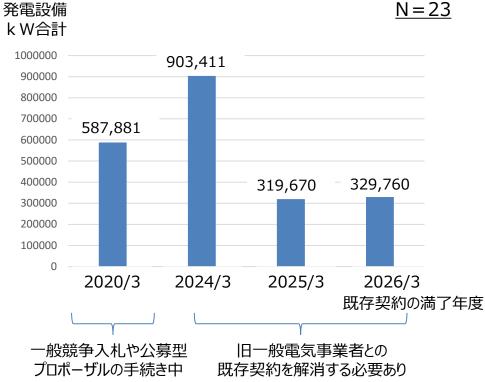
旧一般電気事業者との随意契約に関する契約期間

- 旧一般電気事業者との随意契約を継続している23自治体のうち、7自治体が今年度末に契約期間を満了する。これら7自治体は、2020年度以降の売電契約について、一般競争入札や公募型プロポーザルによる手続きを進めているところ(次頁参照)。
- 残りの16自治体については、2020年度以降に契約期間満了となることから、一般競争入札等へ移行するためには、旧一般電気事業者との既存契約の解消協議を行う必要がある。

既存契約の満了年度別/自治体数



既存契約の満了年度別/発電設備kW合計



(参考) 一般競争入札等への移行事例

 既に一般競争入札へ移行している東京・新潟の他、2019年度末の契約期間満了を踏まえ、 北海道、京都が一般競争入札へ移行予定。また、5つの自治体が公募型プロポーザルによる 手続きを実施中。

一般競争入札へ切り替え済みの自治体

自治体	募集形態	落札者	契約期間	単価	一般競争入札への 移行年月
新潟	一般競争入札	丸紅	2019年度~	11.63円/kWh	·2015年4月
			2020年度		
	一般競争入札	東京ガス	2019年度~	11.51円/kWh	
			2020年度		
東京	一般競争入札	F-Power	2018年度~ 2020年度	14.12円/kWh	2013年4月

2019年度末の契約期間満了に伴い、一般競争入札等へ切り替える予定の自治体

自治体	募集形態	落札者	契約期間	単価
北海道	一般競争入札	11200	2020年度~ 2021年度	10.65円/kWh
京都	一般競争入札	落札者未定11月26日入札	2020年度~ 2022年度	未決定

[※]岩手、秋田、山形、栃木、長野の5自治体は公募型プロポーザルの手続きを実施中

- 1. 調査概要
- 2. 調査結果
- 1現在の売電契約の状況
- ②既存契約の解消に向けた検討の状況
- 3. 今後の対応等

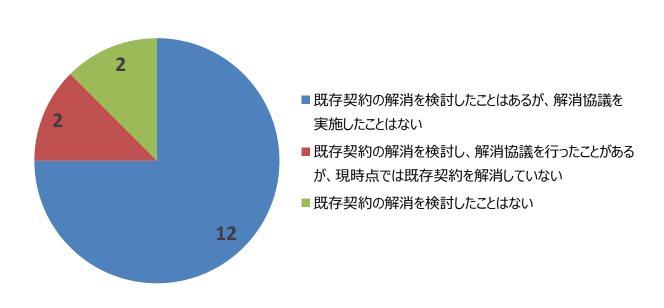
旧一般電気事業者との既存契約の解消に向けた検討の状況

- 旧一般電気事業者との随意契約を継続しており、2020年度以降に期間満了となる16自治体について、契約解消に向けた検討の状況は以下の通り。
 - 既存契約の解消を何らかの形で検討したが解消に至らなかった自治体は14。 (①検討したが、協議をしなかった12、②検討も協議もしたが解消しなかった2の合計)
 - 既存契約の解消を検討したことがない自治体は2。

既存契約解消の検討(単一回答)

旧一般電気事業者との間で締結している(又はしていた)複数年の随意契約の解消について、該当する項目。

N = 16



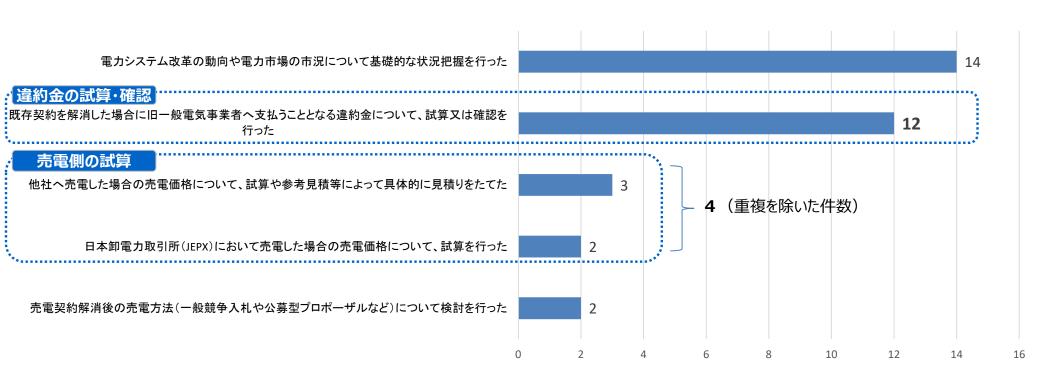
検討の内容について

- 既存契約の解消を何らかの形で検討した14の自治体のうち、
 - 12の自治体が、契約を解消した際に支払う違約金について試算又は確認を行っていた。
 - 他方で、他社売電・JEPXへの売電など売電側の試算を行った自治体は、4に留まった。

既存契約解消に向けた検討の状況 (複数回答)

既存契約の解消に向けた検討状況について該当する項目。

N = 14



売電収入や違約金の確認・試算の方法、比較結果

- 売電収入増加見込みや違約金の確認・試算方法についてヒアリングを行ったところ、他の都道府 県の事例やスポット市場エリアプライス等を参考に試算が行われていた。
- <u>売電収入の増加見込みと違約金の双方を確認・試算した4自治体</u>のうち、<u>収入増が違約金を</u> 上回ると回答した自治体はなかった。

売電収入増加見込みと違約金の確認・試算の方法、比較結果(複数自治体からヒアリング)

(売電収入の試算)

- ・他の自治体の一般競争入札の結果に基づき試算。
- ・スポット市場エリアプライスの至近実績を基に試算。
- ・新電力5社に対して、揚水発電の売電時の考え方についてヒアリングを実施。

(違約金の確認・試算)

- ・スポット市場エリアプライスの至近実績を代替調達単価と仮定し、試算。
- ・電力会社が示す代替調達単価に基づき試算。
- ・発電コストWGで示された石炭火力・LNG火力のコストを代替調達単価と仮定し、試算。
- ・他の自治体の解約事例を参考に試算。

(売電収入増加見込みと違約金の比較の結果)

- ・売電収入の増加と違約金を比較し、違約金を回収するには6年~11年必要であると見込み、協議を断念。
- ・売電収入の増加は見込まれるものの試算上の違約金ともに幅があり、どちらが上回るか明確にできなかった。

違約金や売電収入見込みを把握するにあたっての課題

- 既存契約解消に伴う違約金の支払い額や売電収入見込みを把握するにあたって、以下のような 課題が指摘された。
- 特に違約金について、旧一般電気事業者が自治体側から正式な解約の申込がないと違約金 の試算を行わないとする回答や、具体的な金額を提示されなかったという回答が複数みられた。

既存契約解消に向けた検討を進めるに当たって課題・困難な点(自由記述)

(違約金関連)

- ・違約金の確認をしたところ、**正式に解約を申し入れなければ違約金の試算はできない旨の回答**であったので違約金と売電収入増加見込みの比較を行えなかった。
- ・電力会社は、**正式に解約を申し入れなければ違約金の試算は行わない**としているので違約金額の想定ができなかった。
- ·旧一般電気事業者から具体的な金額の提示を受けることができなかったため他府県の事例を参考に試算した。
- ・提示された違約金が高かった。

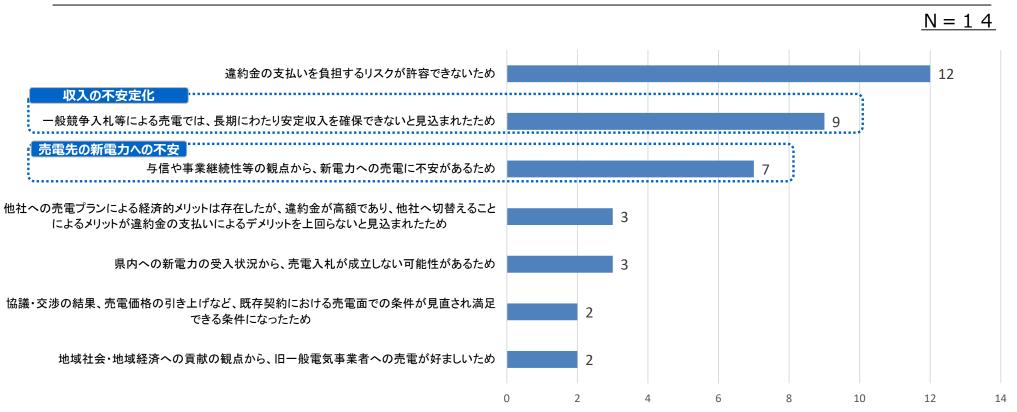
(売電収入関連)

- ・他社への売電価格について将来の売電価格が見通せないので困難。
- ・入札を導入した場合の入札単価の想定が困難。

既存契約の解消に至らなかった理由

- 既存契約の解消を検討したが、解消に至らなかった14の自治体のうち、違約金の支払い負担に関する理由以外のものについては、長期安定収入を確保できないことへの懸念や売電先の新電力の与信・事業継続性等への不安※等が挙げられた。
 - ※この点、一般競争入札を実施している自治体では、入札参加者の資格要件として財務状況等に係る要件を設けており、これにより一定程度、与信面の担保はできているとの声もあった。

既存契約の解消を検討したが解消しなかった理由 (複数回答)



- 1. 調査概要
- 2. 調査結果
- 1現在の売電契約の状況
- ②既存契約の解消に向けた検討の状況
- 3. 今後の対応等

今後の対応等(1/2)

- 公営電気事業者が保有する発電所が一般競争入札に付されることは、最終的には、当該自治体の判断によるものであるとしても、電力市場の競争の促進や卸電力取引の活性化の観点から重要。各自治体においては、「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」に基づき、違約金等について確認・試算を行った上で、当事者間で契約の解消に向けた協議を公正かつ誠実に行うことが望ましい。
- 今回の調査結果では、旧一般電気事業者との随意契約を継続しており、2020年度以降に期間満了となる16自治体のうち、
 - 違約金について試算又は確認を行っている自治体が12あった。他方で、一部自治体からは、 旧一般電気事業者が自治体側から正式な解約の申込がないと違約金の試算を行わない、 具体的な金額を提示しないという回答があった。こうした対応は、上記ガイドラインの趣旨に 照らして適当なものとはいえないことから、旧一般電気事業者各社に対し、現行の対応状 況を改めて確認の上、適切な対応を求めることとしたい。
 - また、4自治体については、契約解消に向けた協議の前提となる、**違約金の確認・試算を** 実施していないことが判明した。これらの自治体に対しては上記ガイドラインの趣旨を踏まえ、 違約金の確認等を含め既存契約の解消に向けた検討・協議を進めるよう促すこととしたい。

今後の対応等(2/2)

● さらに、実際に既存契約解消の判断を行うにあたっては、**違約金の確認・試算に加えて、売電収 入の増加見込みについても試算を行い、両者を比較することが必要**と考えられるところ、**実際に 売電収入の増加見込みについて試算を行っている自治体は、上記16自治体のうち4自治体**に 留まった。

この点、一部新電力へのヒアリングによれば、非化石価値取引市場の創設や、高度化法目標の達成、需要家の意識変化(非化石電源の中でも、水力電源については需要家への訴求価値がより高い)等を背景に、小売事業者側の非化石電源(特に水力電源)へのニーズは高まっており、買取価格を検討する際には、現在必ずしも十分に織り込まれていない非化石電源としての価値も考慮していきたい、との声もみられるところである。

各自治体においては、こうした非化石電源へのニーズの高まりも踏まえつつ、売電収入の増加 見込みについて改めて検討を行い、既存契約の見直しに向けた協議を実施することが期待され る。

● 今後、公営電気事業者の売電契約の状況等について、引き続き実態の把握を行い、必要な対応を検討していく。